

令和2年度 随意契約工事等一覧(少額随意契約を除く)

案件名	当初契約金額(円)	工期の始期	随契理由	担当課名	備考
	業者名	終期	根拠法令	問合せ先	
三宝水再生センター高段ポンプ棟 No. 1雨水ポンプ駆動用ガスター ビン修理工事	¥31,075,000	R2.4.27	設置業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	株式会社荏原製作所	R3.3.18	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	
石津水再生センター非常用発電 設備修理工事	¥22,000,000	R2.7.15	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	株式会社明電エンジニアリング	R3.3.18	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	
石津水再生センター1系反応タン ク水中攪拌機修理工事	¥11,187,000	R2.8.7	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	新明和アクアテクサービス株式会社	R3.3.18	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	
泉北水再生センター2系循環ポン プ修理工事	¥37,400,000	R2.8.13	設置業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	古河産機システムズ株式会社	R3.3.18	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	
桃山台配水場送水ポンプ盤修理 工事	¥22,000,000	R2.8.28	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	水運用管理課	
	関西日立株式会社	R3.3.12	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-275-1126	
堺浜排水ポンプ場No. 1スクリー ン付破碎機修理工事	¥17,160,000	R2.9.11	設置業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	住友重機械エンバイロメント株式会社	R3.3.18	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	
堺浜関連施設無停電電源装置修 理工事	¥9,790,000	R2.9.23	設置業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	三宝水再生センター	
	古河電池株式会社	R3.3.18	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-232-4958	
岩室配水場ポンプ・モーター分解 整備工事	¥10,230,000	R2.9.28	業務移管を受けた業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	水運用管理課	
	関西日立株式会社	R3.3.19	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-275-1126	
桃山台配水場No. 3配水池流入・ 流出弁部品取替工事	¥3,454,000	R2.12.11	製造業者であり、既存の設備と密接不可分な工事であるため	水運用管理課	
	株式会社森田鉄工所	R3.3.18	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	072-275-1126	